

# 独立行政法人経済産業研究所会計規程細則

〔平成15年4月1日〕  
細則第7号

改正	平成15年	5月	1日	平成15・4・23	独経研第1号
改正	平成16年	7月	1日	平成16・6・30	独経研第4号
改正	平成18年	3月	31日	平成18・3・30	独経研第1号
改正	平成18年	8月	31日	平成18・8・28	独経研第3号
改正	平成18年	10月	31日	平成18・10・30	独経研第1号
改正	平成19年	3月	30日	平成19・3・28	独経研第1号
改正	平成19年	12月	27日	平成19・12・27	独経研第2号
改正	平成21年	2月	1日	平成21・1・30	独経研第4号
改正	平成22年	5月	24日	平成22・5・14	独経研第7号
改正	平成23年	3月	31日	平成23・3・25	独経研第9号
改正	平成31年	4月	26日	平成31・4・10	独経研第1号
改正	令和元年	8月	26日	令和元・8・23	独経研第8号
改正	令和2年	12月	25日	令和2・12・24	独経研第2号
改正	令和7年	6月	13日	令和7・6・9	独経研第5号

独立行政法人経済産業研究所（以下「研究所」という。）における会計事務処理については、独立行政法人経済産業研究所会計規程（以下「規程」という。）によるほか、この細則の定めるところによる。

## （予算の作成）

第1条 副所長、総務ディレクター、研究調整ディレクター及び国際・広報ディレクターは、毎事業年度開始1ヶ月前までに支出計画を理事長に提出し、予算の割当てを受けなければならない。

## （予算の補正）

第2条 予算の割当てを受けた者は、業務の進捗に伴い当初計画の大幅な見直しが必要になった場合は、理由を付して支出計画の変更を理事長に申請することができる。

## （指名競争入札による契約）

第3条 規程第47条第2項第2号の「一般競争に付することが不利と認められるとき」とは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 関係者が通牒して一般競争の公正な執行を妨げるおそれがあるとき。
  - 二 契約上の義務違反により、研究所の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき
- 2 規程第 47 条第 2 項第 3 号の「契約にかかる予定価格が少額であるとき」とは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 予定価格が 800 万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ、又は、予定価格が 500 万円を超えない財産の買入れをするとき。
  - 二 予定賃借料の年額又は総額が 300 万円を超えない物件の借入れをするとき。
  - 三 予定価格が 200 万円を超えない財産の売り払いをするとき。
  - 四 予定賃借料の年額が 100 万円を超えない物件の貸付をするとき。
  - 五 工事若しくは製造の請負、財産の買入れ又は物件の賃借以外の契約で、その予定価格が 350 万円を超えないとき。

(随意契約による契約)

- 第 4 条 規程第 47 条第 4 項第 3 号の「競争に付することが不利と認められるとき」とは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 現に履行中の契約に直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
  - 二 時価に比べ著しく有利な価格で契約することができる見込みがあるとき。
  - 三 速やかに契約しなければ契約する機会を失い、又は著しく不利益な価格で契約しなければならないおそれがあるとき。
- 2 規程第 47 条第 4 項第 4 号の「契約にかかる予定価格が少額であるとき」とは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 予定価格が 400 万円を超えない工事若しくは製造をなさしめ、または予定価格 300 万円を超えない財産の買入れをするとき。
  - 二 予定賃借料の年額又は総額が 150 万円を超えない物件の借入れをするとき。
  - 三 予定価格が 100 万円を超えない財産の売り払いをするとき。
  - 四 予定賃借料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件の貸付をするとき。
  - 五 工事若しくは製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約で、その予定価格が 200 万円を超えないとき。
- 3 規程第 47 条第 4 項第 5 号の「その他事業運営上特に必要があるとき」とは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 運送又は保管をさせる場合。
  - 二 外国で契約するとき。
  - 三 落札者が契約を締結しないとき。

(契約情報の公表)

第4条の2 支払の原因となる契約を締結した場合（予定価格が当該契約の種類に応じて前条第2項一号、二号及び五号の金額を超えるものとし、特定調達契約に該当するものは除く。）には、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内）に、当研究所ホームページに掲載する方法により、次の各号に掲げる事項の公表を行うものとする。

- 一 物品等又は役務の名称及び数量
- 二 契約担当者の氏名及び所在地
- 三 契約締結日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約金額
- 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は当研究所の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 七 落札率（予定価格を公表しない場合を除く。）
- 八 随意契約によることとした理由
- 九 随意契約を締結する場合に、契約の相手方に当研究所の常勤職員であったものが役員として、契約締結日に在職していれば、その人数
- 十 その他必要と認められる事項

（複数年契約）

第4条の3 規程第47条の2に規定する複数年契約を締結しようとする場合には、理由を伺いに明示して1件毎に判断する。

（入札）

第5条 規程第47条第1項に規定する一般競争入札は、原則として、その入札期日の10日前までに、掲示等の方法により公示する。ただし、急を要する場合には、5日前までに短縮することができる。

- 2 前項に規定する掲示事項は、次に掲げるものをいう。
  - 一 競争入札による事項
  - 二 競争に参加するものに必要な資格に関する事項
  - 三 契約条項を示す場所及び日時
  - 四 入札を行う場所及び日時
  - 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
  - 六 その他必要な事項
- 3 前項第二号に規定する競争参加に必要な資格は国が行う競争参加資格審査における資格（以下「全省庁統一資格」という。）を有することとし、予定価格に対応する等級の設定に

については、必要があると認めるときは、その範囲を広げることができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、「経済産業省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領（昭和38年6月26日38会第391号）」第17条の二（技術力のある中小企業者等の入札参加）に規定された要件を充足する者を競争入札に参加させることができる。

#### （入札保証金）

第5条の2 規程第47条第1項に規定する一般競争入札に付そうとする場合においては、その入札の参加者にその者の見積る契約金額の100分の5以上に相当する入札保証金を納めさせなければならない。ただし、競争入札に参加しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- 二 第5条第3項に規定する全省庁統一資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### （入札者の指名）

第6条 規程第47条第2項に規定する指名競争入札による場合には、原則として5人以上の入札者を指名しなければならない。ただし、その必要がないと認める場合又は緊急を要する場合には、2人以上の入札者を指名すれば足りる。

#### （落札）

第7条 入札は、第5条第2項第2号に規定する入札資格の無い者又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。

- 2 契約の性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件がもっとも有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができるものとする。

#### （同価入札の処理）

第8条 同価の入札をした者が2人以上ある時は、当該入札者と協議し、または抽選により落札者を定めなければならない。

#### （随意契約の特例）

第9条 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者のないときは、予定価格の範囲内において随意契約によることができる。

2 第4条第3項第3号により随意契約をしようとするときは、当該落札金額の制限内で随意契約によることができる。

3 前2項の場合においては、期限を除くほか、最初の競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(見積書の徴取)

第10条 6万円を超えない契約、又は慣習上見積書の作成を要しないと認められる契約については、見積書の徴取を省略することができる。

(予定価格の省略)

第10条の2 規程第48条のただし書については、以下のとおりとする。

- 一 「契約の内容が軽易なもの」とは、予定価格が250万円を超えない随意契約とする。
- 二 「契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められるもの」とは、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていること、その他特別の理由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難なものに係る契約

(契約書の記載事項)

第11条 規程第49条に規定する「その履行に関し必要な事項」とは、次の各号に掲げる事項とする。ただし、契約の内容により該当のない事項については、省略することができるものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約金額及び契約対価の支払又は受領の時期並びに方法
- 三 履行期限及び履行場所
- 四 契約保証金に関する事項
- 五 監督及び検査に関する事項
- 六 危険負担に関する事項
- 七 かし担保責任に関する事項
- 八 契約不履行又は契約違反の場合における違約金その他の損害金に関する事項
- 九 情報管理に関する事項
- 十 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- 十一 談合不正及び反社会的勢力の排除に関する事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第12条 規程49条ただし書の「軽易な契約」とは、次の各号に該当する場合とする。

- 一 150万円を超えない一般競争入札又は指名競争契約若しくは随意契約をするとき。
- 二 外国で200万円を超えない一般競争入札又は指名競争契約若しくは随意契約をするとき。
- 三 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して、その物品を引き取るとき。
- 四 第一号および第二号以外の随意契約について、理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(請書の徴取)

第13条 規程第49条ただし書の規定により、契約書に代わる書類の作成をする場合には、契約の性質及び目的に従い、必要な事項を定めた請書を徴するものとする。ただし、1件100万円を超えない契約のうち、その契約内容から省略することに特段の支障がないと認められるときは、これを省略し、確定金額及び契約内容の概要を記載した見積書によって契約することができる。

(契約保証金)

第14条 契約締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- 二 第5条第3項に規定する全省庁統一資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(検査調書の省略)

第15条 規程第50条第2項の検査調書の作成について、第4条第2項に定める額を超えない契約は、要求部門の検収をもって代えることができるものとする。

(契約の解除)

第16条 次の各号の一つに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約の存続が研究所の利益に適合すると認められる場合は、この限りではない。

- 一 正当な理由がなく、契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は、履行完了の見込みがないとき。
- 二 契約の履行に付き不正行為があったとき。
- 三 前各号に掲げるもののほか、研究所の都合により必要と認められるとき。

附則（平成 15・3・17 独経研第 4 号）

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
2. 購入事務規程（平成 13 年 4 月 1 日規程第 12 号）は廃止する。

附則（平成 15・4・23 独経研第 1 号）

この規程は、平成 15 年 5 月 1 日より施行する。

附則（平成 16・6・30 独経研第 4 号）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。

附則（平成 18・3・30 独経研第 1 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 18・8・28 独経研第 3 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 6 月 20 日までの間に締結した随意契約については、第 4 条の 2 中「契約を締結した日の翌日から起算して 72 日以内（各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した随意契約については 93 日以内）に」を「平成 18 年 8 月 31 日までに」に読み替える。

附則（平成 18・10・30 独経研第 1 号）

この規程は、平成 18 年 10 月 31 日より施行する。

附則（平成 19・3・28 独経研第 1 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

附則（平成 19・12・27 独経研第 2 号）

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日より施行する。ただし、第 7 条第 2 項の規定は平成 19 年 12 月 3 日から適用する。

附則（平成 21・1・30 独経研第 4 号）

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日より施行する。

附則（平成 22・5・14 独経研第 7 号）

この規程は、平成 22 年 5 月 24 日より施行する。

附則（平成 23・3・25 独経研第 9 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

附則 （平成 31・4・10 独経研第 1 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 26 日より施行する。

附則 （令和元・8・23 独経研第 8 号）

この規程は、令和元年 8 月 26 日より施行する。

附則 （令和 2・12・24 独経研第 2 号）

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。

附則 （令和 7・6・9 独経研第 5 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 13 日より施行する。